

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
菊川市	河城地区(潮海寺)	令和2年2月24日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	136.25ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	96.98ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	59.84ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	-
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	40.02ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	55.60ha
(備考)	
その他情報(耕地面積に対する割合)	
耕作放棄地13.88ha(10.18%)	
田 32.35ha(23.74%)(うち耕作放棄地 5.76ha/田面積に対する割合 24.26%)	
畑 110.94ha(76.24%)(うち耕作放棄地 8.11ha/畑面積に対する割合 7.31%)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

潮海寺地区の農地は、山間部を茶園として開墾してきた地域であり、広くまとまった茶園と、山間部や住宅街周辺に点在する畑・水田に分けられる。

山間部や住宅地周辺の農地は、農地の形状や農地の場所など利用条件の悪いため集積・集約に適さず、荒廃した農地が増えている。

これらの集積・集約の難しい農地については非農地化を含む管理方法の検討が必要。

畑地のほとんどである茶園では、茶農家の高齢化が進み、引き受け手に困っている農地が増加。茶業が盛んな地域のため、茶業は後継者の育成、継続可能な経営体の育成が課題。

イノシシ、ニホンカモシカによる被害も増えており、電気柵の設置や猟友会との連携が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

潮海寺地区の茶園の農地利用の状況は、地域内の2つの茶農業協同組合の組合員による耕作が茶園の約50%を占めている。
令和2年にはこの2つの茶農協が合併し、現組合員の茶園を継続して担っていく。
また、地域内での耕作面積の拡大を計画しているため、積極的に集約を進める。
なお、旧茶農協へ出荷していた農家のうち、経営に参画しない農家の茶園については、新たな株式会社で担っていくことを検討する。

潮海寺地区の水田利用は、東側の半済地区と一体となる水田については、和田地区の担い手への集約を含めて検討していく。
山間部を抜ける農道沿いに集まる水田については、形状が不定形で、地域の担い手へ集約することは負担が大きい。また、農道から離れた場所を中心に25%程度が荒廃している状況にある。耕作者の高齢化が進んでいることから、農地の保全について引き続き検討が必要。

そのほか、また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、農地所有適格法人等の受入れを促すことにより、農地の保全管理について対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	服部 俊孝	茶	2.1 ha	茶	- ha	
認農	進士 宜仁	茶	2.6 ha	茶	- ha	
認農	松村 旨訓	茶	3.2 ha	茶	- ha	
認農	勝又 和利	茶	3.4 ha	茶	- ha	
認農	松村 彰洋	茶	2.8 ha	茶	- ha	
認農	炭藤 泰司	茶	1 ha	茶	1 ha	
認農法	(株)うしお	茶	- ha	茶	70 ha	
適格法	(株)ハラダ製茶農園	茶	0.7 ha	茶	0.7 ha	
認農	落合 文夫	茶	0.3 ha	茶	0.3 ha	
認農	栗原 清保	茶	0.1 ha	茶	0.1 ha	
認農法	(有)静岡さつき園	茶	0.3 ha	茶	0.3 ha	
認農	進士 誠	茶	0.2 ha	茶	0.2 ha	
認農	新田 好邦	茶	2.5 ha	茶	2.2 ha	
認農	山崎 元弘	茶	0.9 ha	茶	0.9 ha	
認農	渡邊 徳雄	茶	0.3 ha	茶	0.3 ha	
計	11人		20.4 ha		76.0 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、550筆、34.91ha(全体面積26%)となっている。

農地中間管理機構の活用方針

地域の担い手への経営農地の集約化を目指し、担い手となる新法人との契約については、基本的に中間管理機構の活用を進める。

基盤整備への取組方針

茶園については、北部土地改良区としてすでに基盤整備を実施している。
今後は、機械作業の効率化を図るため、茶園集積事業の活用を検討していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

電気柵の設置については、近隣所有者と連携し、市補助金を活用していく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。